

「試験飛行等の許可について」(平成 13 年 3 月 30 日 国空機第 369 号)の一部改正(案)

改正案	現行
整理番号 No. 1-005	整理番号 No. 1-005
<p>平成 13 年 3 月 30 日 制 定 (国空機第 369 号)</p> <p>平成 14 年 3 月 29 日 全面改訂 (国空機第 1332 号)</p> <p>平成 19 年 3 月 28 日 一部改訂 (国空機第 1360 号)</p> <p>平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)</p> <p>平成 26 年 1 月 22 日 一部改正 (国空機第 1079 号)</p> <p>令和 2 年 6 月 17 日 一部改正 (国空機第 285 号)</p> <p>令和 2 年 12 月 24 日 一部改正 (国空機第 937 号)</p> <p>令和 3 年 7 月 30 日 一部改正 (国空機第 384 号)</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号)</p> <p><u>令和 4 年 12 月 26 日 一部改正 (国空安政第 2309 号、国空無機第 244694 号)</u></p>	<p>平成 13 年 3 月 30 日 制 定 (国空機第 369 号)</p> <p>平成 14 年 3 月 29 日 全面改訂 (国空機第 1332 号)</p> <p>平成 19 年 3 月 28 日 一部改訂 (国空機第 1360 号)</p> <p>平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)</p> <p>平成 26 年 1 月 22 日 一部改正 (国空機第 1079 号)</p> <p>令和 2 年 6 月 17 日 一部改正 (国空機第 285 号)</p> <p>令和 2 年 12 月 24 日 一部改正 (国空機第 937 号)</p> <p>令和 3 年 7 月 30 日 一部改正 (国空機第 384 号)</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機 第 1190 号)</p>
<p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安 全 政 策 課 長</p> <p style="text-align: center; color: red;">無人航空機安全課長</p> <p>件名：試験飛行等の許可について</p>	<p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p>件名：試験飛行等の許可について</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>

「試験飛行等の許可について」(平成 13 年 3 月 30 日 国空機第 369 号)の一部改正(案)

改正案	現行
<p>2 適用範囲</p> <p>法第 11 条第 1 項ただし書の規定並びにこれを準用する法第 11 条第 3 項、第 17 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定に基づき許可する試験飛行とは、耐空証明を有しない航空機又は一時的にその効力が停止されている航空機等について飛行を許可するもので、<u>事例として次のようなものを対象とするが、これらに限られるものではない。</u></p> <p>(1) <u>型式証明や修理改造検査の申請を行っている設計者、製造者</u>、研究機関等が <u>型式証明の取得、修理改造検査の合格等を目的として</u>航空機又はその装備等の研究、開発のために行う飛行</p> <p>注) <u>耐空証明のある航空機の利用者において、研究、開発のために修理改造検査を受けずに一時的に行う飛行について</u>も本項に該当する。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>注) 自作航空機に係る試験飛行等の許可<u>及び本項(1)に該当しない研究開発用航空機等の試験飛行等の許可</u>についてはサーキュラーNo. 1-006 に、超軽量動力機及びジャイロプレーンに係る試験飛行等の許可についてはサーキュラーNo. 1-007 にそれぞれ規定しているので、当該飛行許可に係る取扱いについては対応するサーキュラーに従うこと。</p>	<p>2 適用範囲</p> <p>法第 11 条第 1 項ただし書の規定並びにこれを準用する法第 11 条第 3 項、第 17 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定に基づき許可する試験飛行とは、耐空証明を有しない航空機又は一時的にその効力が停止されている航空機等について飛行を許可するもので、<u>例えば</u>次のようなものを対象とする。</p> <p>(1) <u>製造業者</u>、研究機関等が航空機又はその装備等の研究、開発のために行う飛行</p> <p>注) <u>型式証明検査又は修理改造検査の申請が受理されていても、申請者による、自主的、かつ、試験的な飛行を長時間実施しなければ当該航空機の受検する最終的な形態が決定できないような場合</u>も本項に該当する。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>注) 自作航空機に係る試験飛行等の許可についてはサーキュラーNo. 1-006 に、超軽量動力機及びジャイロプレーンに係る試験飛行等の許可については、サーキュラーNo. 1-007 にそれぞれ規定しているので、当該飛行許可に係る取扱いについては対応するサーキュラーに従うこと。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 申請の審査及び許可条件</p> <p>4-1・4-2 (略)</p> <p>4-3 許可の条件の例としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>(1) 飛行は、<u>昼間有視界飛行方式による飛行(航空法第 94 条ただし書に規定する場合の飛行を除く。)</u>に限る。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>4 申請の審査及び許可条件</p> <p>4-1・4-2 (略)</p> <p>4-3 許可の条件の例としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>(1) 飛行は、<u>昼間有視界飛行</u>に限る。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

「試験飛行等の許可について」(平成 13 年 3 月 30 日 国空機第 369 号)の一部改正(案)

改正案	現行
5・6 (略)	5・6 (略)
<p><u>7 雑則</u></p> <p><u>本サーキュラーの規定にかかわらず、安全政策課長又は無人航空機安全課長が必要と認めた場合は、その他の方法により試験飛行等の許可を取扱うことができる。</u></p>	

「試験飛行等の許可について」(平成 13 年 3 月 30 日 国空機第 369 号)の一部改正(案)

改正案	現行
<p><u>附則 (令和 4 年 12 月 26 日)</u></p> <p><u>1. 本サーキュラーは、令和 4 年 12 月 26 日から適用する。</u></p> <p><u>2. 本サーキュラーの適用の際現に許可を受けている航空機については、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p><u>3. 本サーキュラーの適用の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、本サーキュラーによる改正前のサーキュラーに定める手続きを行うことができる。この場合において、許可条件は、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p>本サーキュラーに関する質問・意見等（制度等に関するもの）については、下記のいずれかに問い合わせること。</p> <p>国土交通省航空局安全部安全政策課機体係 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 03-5253-8734 FAX 03-5253-1661</p> <p>国土交通省東京航空局保安部航空機検査官室 航空法第 11 条担当官 〒102-0074 東京都千代田九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 電話番号 03-5275-9325 FAX 03-<u>3221-3671</u></p> <p>国土交通省大阪航空局保安部航空機検査官室 航空法第 11 条担当官 〒540-<u>8559</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>3-1-41</u> <u>大手前</u>合同庁舎 電話番号 06-69<u>37-2770</u> FAX 06-69<u>37-2802</u></p>	<p>本サーキュラーに関する質問・意見等（制度等に関するもの）については、下記のいずれかに問い合わせること。</p> <p>国土交通省航空局安全部安全政策課機体係 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 03-5253-8737 FAX 03-5253-1661</p> <p>国土交通省東京航空局保安部航空機検査官室 航空法第 11 条担当官 〒102-0074 東京都千代田九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 電話番号 03-5275-9325 FAX 03-<u>5216-5571</u></p> <p>国土交通省大阪航空局保安部航空機検査官室 航空法第 11 条担当官 〒540-<u>0008</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>4-1-67</u> <u>大阪</u>合同庁舎<u>第 2 号館別館</u> 電話番号 06-69<u>49-6235</u> FAX 06-69<u>45-6313</u></p>